

東日本大震災被災地派遣職員

活動記録集

2017

平成29年9月

三重県防災対策部

目 次

平成27・28年度派遣職員

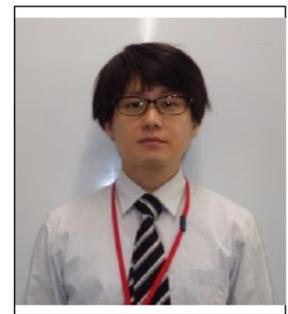
中村 敏章（岩手県環境生活部県民くらしの安全課へ派遣）	・・・・・・・・・・	1
-----------------------------	------------	---

平成28年度派遣職員

太田 貴之（宮城県仙台土木事務所へ派遣）	・・・・・・・・・・	5
島崎 伸彦（宮城県土木部建築宅地課へ派遣）	・・・・・・・・・・	9
番 一晴（宮城県仙台地方振興事務所水産漁協部へ派遣）	・・・・・・・・・・	13

(敬称略・五十音順)

職員氏名	中村 敏章
派遣先部署	岩手県 環境生活部 県民くらしの安全課
派遣先での役職名	主任
派遣期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日 (2年)

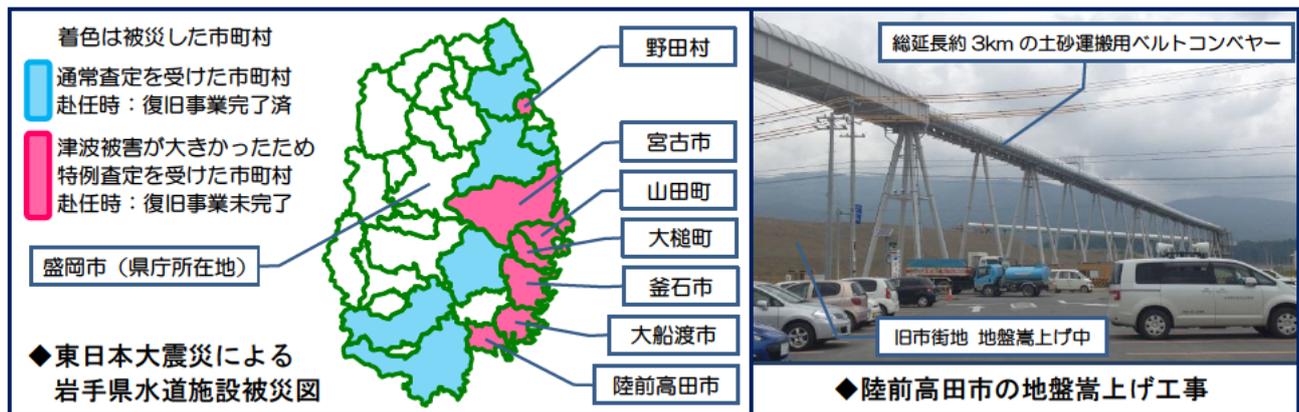


1 派遣時期の被災地の現状

私は宮城県への災害派遣(H24年度短期)に続き、平成27年度からは岩手県に派遣されました。

赴任先の岩手県庁がある盛岡市は、沿岸から90km以上内陸側に位置し、東日本大震災による被害は少なかったため(震災直後でも電気・水道は1~3日間で順次復旧し、都市ガスは供給停止にならなかった)、赴任時は、盛岡市内では東日本大震災の影響は全く感じられませんでした。

しかし、津波被害の大きかった沿岸7市町村(野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)に行くと、旧市街地は地盤嵩上げによる大規模な盛土工事、高台部は防災集団移転事業による団地造成工事が行われており、岩手県における東日本大震災による被害の大きさと、被災地の復旧はまだまだ進んでいないことを改めて認識しました。



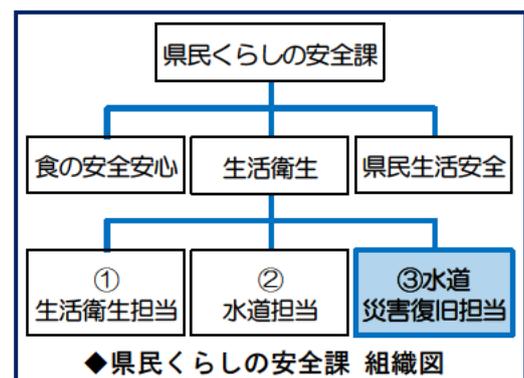
2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

県民くらしの安全課には「食の安全安心」「生活衛生」「県民生活安全」の3つの班があり、県民生活に身近な課題について、県民の視点に立った施策を行っています。

そのうち、私が派遣された「生活衛生」は、①生活衛生担当、②水道担当、③水道災害復旧担当の3つの係からなっており、業務概要は以下の通りです。

- ①生活衛生担当：旅館、公衆浴場、クリーニング、理容・美容、墓地・埋葬等に関する業務。
- ②水道担当：水道事業の許認可、水道統計、水道事業の広域化、水道施設の国庫補助事業(災害以外)等に関する業務。
- ③水道災害復旧担当：東日本大震災で被災した市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導、東日本大震災災害復旧事業に関する業務。



上記担当のうち、私を含めた派遣職員は「③水道災害復旧担当」に所属し、岩手県(プロパー)職員1名、東京都職員2名、埼玉県職員1名、三重県職員1名の5名体制で「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務」を行いました。

また、平成28年度は台風が観測史上初めて太平洋側から直接岩手県に上陸し、岩手県沿岸北部を中心に重大な被害が生じたため、②水道担当と共に「台風10号による水道施設災害復旧費国庫補助に関する業務」についても行いました。

(2) 担当した業務内容

○ 東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務

従来、水道事業に係る施設が被災し、国庫補助を受けようとする場合、厚生労働省の「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」に従い、原形復旧を原則として事業費の1/2が補助され、復旧事業が行われます。

しかし、東日本大震災では被害が甚大であったため、新たに「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助交付要綱」といった従来の補助制度から独立した要綱ができ、東日本大震災で被災した水道施設に対して、「補助率嵩上げ・補助対象追加」する措置が取られました。

更に、東日本大震災では、復旧後のまちづくり計画が被災前の街区から大幅に変わり、原形復旧ができないことから、「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例」といった「協議設計の特例」制度が設けられました。この制度は、被災した水道施設は仮に原形復旧する計画として災害査定(特例査定)を受けますが、事業の実施は復旧方法が確定するまで保留とされます。事業の実施は、事業者が策定するまちづくり計画に合わせた形で、水道事業者も水道計画を勘案し、「水道復旧事業の復旧費・復旧方法は、財務省・厚生労働省と協議して決定」することで可能となるものです。

私達派遣職員は、津波による被害が大きかったため、上記要綱・制度に基づいて特例査定を受けた7市町を対象に、右下フロー図のとおり災害復旧事業を行い、厚生労働省や被災水道事業者から通知・進達・提出される書類の「取りまとめ」と、協議・申請・報告される書類の「妥当性の審査」を行いました。

また、厚生労働省・復興庁・被災水道事業者から随時依頼される「調査依頼」「質問・相談」などへの対応も行いました。

◆従来の補助制度と東日本大震災の補助制度の違い

従来	「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」 ・ 災害により被災を受けた水道施設を原形に復旧する事業 ・ 応急的に施設を設置する事業	事業費の1/2を補助	復旧方法 原形復旧のみ
新設	「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助交付要綱」 ・ 災害により被災を受けた水道施設を原形に復旧する事業 ・ 応急的に施設を設置する事業	事業費の80~90/100を補助	補助率の嵩上げ
新設	「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例」 ・ 「協議設計の特例」(特例査定)が設けられる	事業費の1/2を補助	補助対象の追加
新設	「東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業の特例」 ・ 「協議設計の特例」(特例査定)が設けられる		特例制度の新設
新設	復旧方法：まちづくり計画に合わせた形で復旧方法を協議(特例査定)		

◆災害復旧事業(特例)のフロー図



○ 台風 10 号による水道施設災害復旧費国庫補助に関する業務

台風 10 号の影響により、宮古市や岩泉町などでは河川の氾濫や土砂災害などが発生し、水道施設においても取水施設への土砂流入や水道管・水管橋の流出等の被害がありました。

そのため、被災直後は被災市町村へ現地調査に行き、情報収集・状況把握に努めました。また、国庫補助を受けるにあたり、災害査定時の協議資料である復旧計画書の「審査」や、財務省・厚生労働省による「災害査定立ち合い等」の業務を行いました。



◆取水施設への土砂流入

◆水道管の流出

◆災害査定の立ち合い

(3) 成果・実績

- 特例査定を受けた 7 市町村の災害査定額（被害額）は約 218 億円、実施計画協議額（概算復旧費）は約 189 億円です。そのうち、保留解除額（復旧方法が確定した額）は約 93 億円まで増加（赴任時から約 40 億円増加）し、本格復旧への計画が進みました。
- 特例査定を受けた 7 市町村の水道災害復旧事業の実績としては、補助額ベースで平成 27 年度は約 13 億円、平成 28 年度は約 15 億円の事業が実施されました。
- 取り組んだこととしては、財務省・厚生労働省の担当者が変わったことで、従来の実施計画協議書では協議が難航し、保留解除に数か月を要しました。水道復旧事業を遅らせないために、協議期間を短くすることが求められましたので、実施計画協議書の内容の充実と精度を高め、誰が見ても分かりやすい協議書の作成に努めました。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- 宮城県で東日本大震災の「特例査定」、岩手県で大雨災害の「通常査定」を経験しました。災害査定経験者はごく一部ですので、被災時は率先して災害復旧業務に努めたいと思います。
- 「いわて三陸復興フォーラム」「三重県東日本大震災支援本部」などで被災地の状況や課題の発表を行いました。データや感想を集約して発表する経験は、派遣元でも活きると思います。



◆三重県東日本大震災支援本部

◆いわて三陸復興フォーラム

- 東日本大震災からの復旧業務で培った経験は、台風 10 号による被災時に迅速で的確な指導に繋がりました。この経験は、100～150 年周期の南海トラフ地震といった、大規模災害への対応は元より、台風災害で起こり得る「通常災害復旧業務への応用が可能」と感じました。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- 宮城県・福島県は、派遣職員への支援として平成 25 年度から家電の支給（レンタル）制度が始まりましたが岩手県はありません。そのため、派遣元の自治体の中には、派遣職員の負担軽減から、家財（エアコン、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、テレビ、家具等）を派遣元の負担で支給（レンタル）している例もあるので、三重県においても考慮して頂きたいです。
- 三重県への帰省は、長時間移動・高額旅費が必要となるため、事前に業務で帰省する時期や回数を協議し、帰省する週末は実家に帰れるように日程調整の考慮をお願いしたいです。私の場合は、派遣元の三重県企業庁に柔軟に対応して頂きましたのでとても助かりました。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- 過去の派遣職員の報告にもありますが、派遣先は基本的に第一線で対応できる人材を求めています。主な業務は審査であるため一年目は大変ですが、現地で必要とされている事項を的確に捉えたうえで、何をすべきか考えて頑張ってくださいと思います。
- 三重県の常識は全国の常識ではない場合があります。派遣先と派遣元の考え方に温度差があり、板挟みになることがありますので、根気よく説明していく心構えが必要だと思います。
- 岩手県は他の東北エリアと比べて、夏は暑く、冬は本州で最も寒いです。私の派遣されていた 2 年間は暖冬でしたが、それでも盛岡市の最高気温が 0 度以下の真冬日、最低気温が -10 度以下になることが何度もありました。体調管理には気を付けて下さい。
- 東北には北国ならではの食材・文化・観光地などがたくさんあり、最大の魅力は、広大で手付かずの自然が身近に残っていることだと思います。休日は羽を伸ばして、観光地巡りやお祭りへの参加、登山・釣り・スキーなどのアウトドアも堪能して頂きたいと思います。



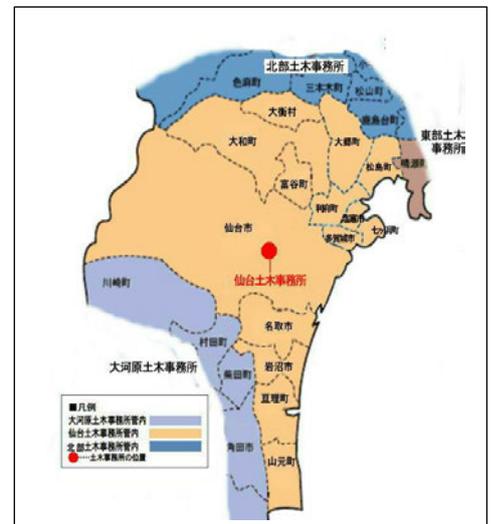
職員氏名	太田 貴之
派遣先部署	宮城県仙台土木事務所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 (1年)



1 派遣時期の被災地の現状

派遣された仙台土木事務所は仙台駅から東に4kmほどの仙台市の中心部に位置しています。

震災から約5年が経過した仙台の街は、仙台市中心地や内陸部においては震災の痕跡もなく栄えていましたが、一方沿岸部は未だに津波で家屋が流され、基礎のみ残っている集落や、復旧復興のため絶えず工事車両が走り、砂埃が舞っている状況でした。これまでもテレビ等では見てきましたが、改めて現地の状況を見て津波の凄まじさや被害の大きさを体感しました。地域によって被災地の復旧の進捗に差があり、特に沿岸部の復興復旧はなかなか進んでいないことを改めて認識しました。



2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

派遣先の仙台土木事務所は、県庁所在地の仙台市を含む6市7町1村を管轄しており、そのうち3市5町1村（多賀城市、塩竈市、富谷市、利府町、七ヶ浜町、松島町、大和町、大郷町、大衡村）の河川・海岸事業を担当する河川砂防三班に配属され、主に松島町内を流れる二級河川高城川の河川災害復旧事業及び復興交付金事業を担当していました。

班の体制としましては、宮城県職員が8名、愛知県から派遣2名、群馬県から派遣2名、三重県から派遣1名の計13名の体制でした。

班内の担当割は派遣職員が東日本大震災関係の災害復旧事業、宮城県職員が平成27年豪雨災害復旧事業及び通常業務を行っていました。復興交付金事業については平成28年度から派遣職員（三重県）と宮城県職員が1事業ずつ担当しました。

平成28年度は4月に熊本県で地震が発生した等の理由で、年度途中に派遣を打ち切る県があり、災害復旧事業の手が回らなくなった隣接する東部土木事務所からの災害復旧事業の応援要請に応え、宮城県職員も派遣職員も同様に兼務扱いとなり業務を行うことになりました。このような年度途中の不測の事態は大変珍しく、業務の引き継ぎや情報共有に時間を要することとなりました。

(2) 担当した業務内容

松島町内を流れる二級河川高城川河川災害復旧事業及び復興交付金事業の担当として、積算・工事監督・地元調整を中心に業務を行いました。

① 【松島町】高城川河川災害復旧事業

高城川は松島町を縦断する全長 7.4km の二級河川であり、松島湾の河口部から上流へ約 700m 区間の河川災害復旧事業の積算・工事監督・地元調整を担当しました。災害復旧箇所は日本三景である特別名勝松島の観光地内に位置しており、周辺にはホテル、旅館及び民家が接しています。

1期工事については平成26・27年度に三重県から派遣された職員が監督し平成27年度末に完成を迎えています。

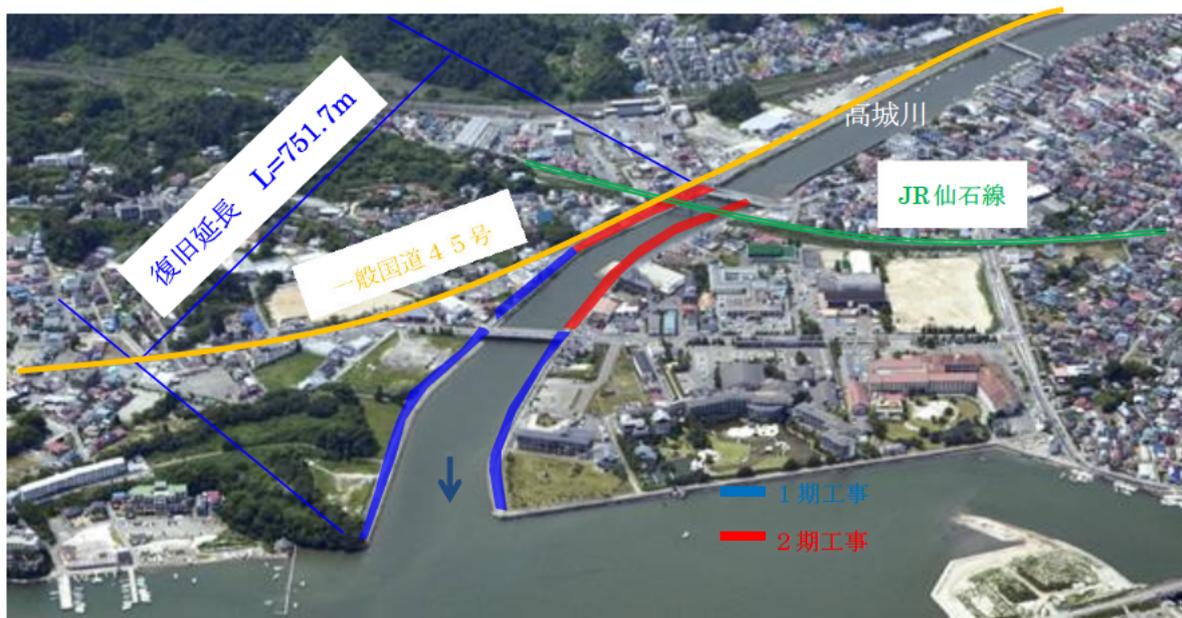
私が2期工事の工事監督を引き継ぎましたが、この工事区間は一般国道45号と隣接し、また河川上を JR 仙石線が横断している箇所であるため、関係機関との協議調整を行いながらの施工となりました。

被災状況としては、地震により既設護岸にひび割れやズレが生じ、さらに地盤沈下の影響で護岸高が不足している状態でした。

1期工事に引き続き、鋼矢板を打設し、その上にコンクリート製の特殊堤を築造しました。



鋼矢板打設状況



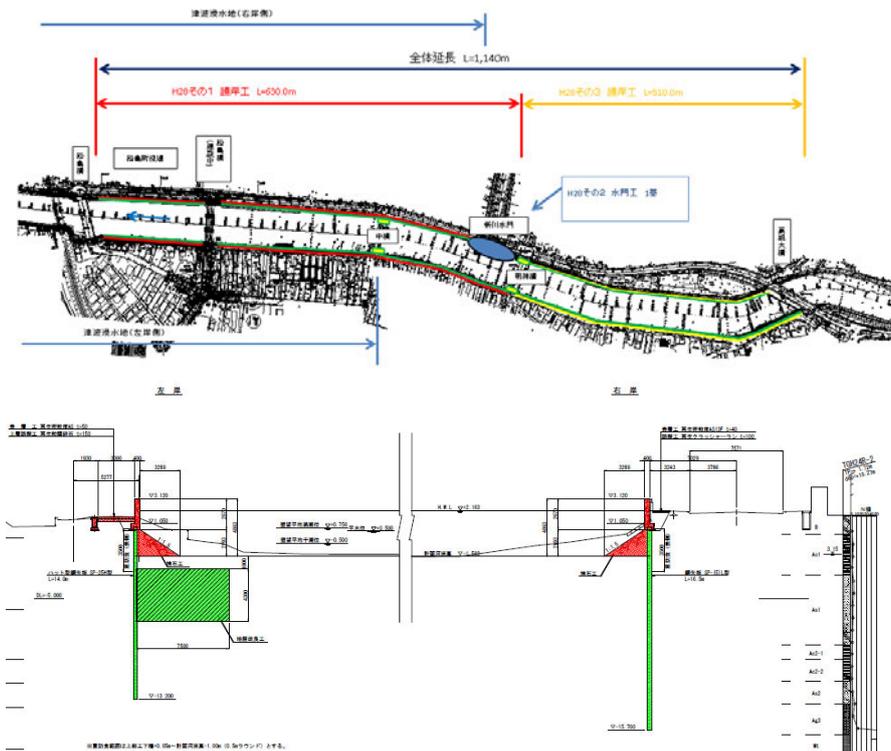
↑復旧断面

② 【松島町】高城川復興交付金事業

①の災害復旧区間から上流に約1,140m区間において復興交付金事業として下流災害復旧区間と同様に護岸の整備に加え、支川である新川の水門新設工事及び町道橋梁へ陸閘新設工事の積算・工事監督・地元調整を担当しました。この事業はこれまで、宮城県職員が担当していましたが、平成28年度の担当割から三重県からの派遣職員で担当することになりました。

この区域は周辺住民の生活道路である町道が隣接しており、工事中は通行止めなど規制区間を細かく設定し、住民の方とこまめに連絡を取りながらの施工となりました。

高城川河川改修事業実施計画図



矢板打込完了状況 (下流側)



矢板打込完了状況 (上流側)

(3) 成果・実績

- 高城川河川災害復旧工事では、JR 仙石線の近接協議や国道45号の施工協議を行いながら施工を進めました。この現場は陸上に施工ヤードが無く、河川上に組立台船を浮かべながらの施工となりました。騒音振動に注意しましたが地盤が弱く、少しの振動でも地震のように地面が揺れることから、近隣の宿泊施設や住民の皆様に迷惑かけないように施工方法を検討しながら工事を進めることが出来ました。工事の完成予定は平成29年度です。



台船施工状況 (JR 近接施工)



左岸側一部完成状況

- ・高城川復興交付金事業は、護岸上部工と陸閘4基、排水樋管を2件の発注案件として積算発注しました。支川新川との合流点に計画された新設水門を積算発注し、年度末までに計3件の工事契約を行いました。護岸工事は生活道路を通行止規制しながらの施工となったことから、工事着手までに各種調整に時間を要しました。護岸工事は平成29年度に完成予定で、水門工事は平成30年度を目標に工事を進めています。



若手職員（内陸勤務）現場研修で現場説明を行う私です

3 派遣業務を通しての気づき

（1）県政に生かしたいこと

- ・ 震災から5年が経ち復旧・復興が進んでいますが、その分これまでの事務文書や設計書、用地関係書類が莫大に蓄積されています。現状は、書庫から溢れ、執務室や空間のあるところに保管している状況でした。保管場所を適切に運用し、通常事業と仕分けして保存保管できるように仕組みを作っていく必要があると感じました。
- ・ 大災害発災時には多くのマンパワーが必要となりますが、5年たった今でもその必要性を強く感じました。発災直後と業務内容は変わりますが、事業完了に伴う事務も相当な量になりますので受け入れ側の職員として、業務の効率的なマネジメント力を身につけるとともに、協力しやすい職場づくりを日頃から意識する必要があると感じました。

（2）派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 県幹部や防災部局職員の訪問があったり、被災地視察への同行をさせてもらったりすることがありましたが、幹部職員や担当職員だけでなく、若手職員や被災地に行ったことのない職員も三重から被災地へ足を運びやすくなるような働きかけをしていただきたいと感じました。
- ・ 赴任旅費や業務報告等の帰県旅費について、三重県庁内でも部局によって支給基準が違うことがあり困惑しました。また、他県に比べ支給時期も遅く、三重県庁からの連絡も少なかったことに対してもう少し配慮してほしいと感じました。

（3）後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 他県派遣者や宮城県職員と過ごした時間が特別な財産になりました。業務は大変だと思いますが協力し合いたくさんの思い出を作ってください。
- ・ 気候や風土が違うところでの生活は不安になり、業務等で不規則な生活になるかと思いますが、心身ともに健康に気を付けて復旧・復興に励んでください。



河川砂防三班のみなさん

職員氏名	島崎 伸彦
派遣先部署	宮城県土木部建築宅地課開発防災班
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 (1年)



1 派遣時期の被災地の現状

私の派遣先である宮城県庁は海岸部からは10km以上離れた仙台市の中心部に位置しています。宮城県庁周辺の市街地では東日本大震災により甚大な被害を受けた県であることが想像できなかったですが、沿岸部周辺ではさまざま場所で工事が行われており、今まさに復旧・復興の最中であることを実感しました。

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

配属先の建築宅地課開発防災班では、仙台市、石巻市、大崎市を除いた宮城県内における、都市計画法に基づく開発許認可などの業務をおこなっていました。

宮城県には開発許認可を行っている地域機関が5機関あり、開発防災班では市街化調整区域を除く1ha(10,000㎡)以上と市街化調整区域の開発行為等に関する許認可業務を担当しており、それ以下の規模や地域を各地域機関が担当していました。

班の人員は、宮城県職員が4名、宮城県事務補助員が1名、北海道から1名、三重県から1名の計7名でした。

班内の業務としては、東日本大震災が起こる前の業務に加えて、震災により元々住んでいた家に住めなくなった人達のために、市町が事業主体となって行われる防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業等により造成される住宅団地等についての開発許認可業務を行っていました。



南三陸町中心部（志津川地区）

(2) 担当した業務内容

私は、復興に係る業務として、新しく造成される住宅団地等についての開発許認可業務を行っていました。

開発許認可業務では、完了検査で現場を訪れる機会があり、宮城県内沿岸部の北は気仙沼市から南は山元町まで検査で行きました。

市町が事業主体となって供給される予定の、災害公営住宅で約 16,000 戸、住宅宅地で約 10,000 区画の内、私が宮城県に配属される前までの震災からの約 5 年間で、災害公営住宅が約 10,000 戸、住宅宅地が約 5,500 戸完成し、計画の 60%程度が完成している状況でした。

防災集団移転促進事業により造成される住宅団地の計画は、宮城県全域で 195 地区（災害公営住宅約 4,000 戸、住宅宅地約 6,000 区画）であり、その内、私の配属先の開発防災班では 88 地区に係る住宅団地の開発許認可業務を行っていました。

震災から約 5 年が経過した平成 28 年 3 月末時点では開発許可済みの地区が 87 地区であり、ほぼ全ての地区が工事中であり、平成 29 年 3 月末でおおむねの地区で開発の工事が完了する予定であるという状況でした。

平成 28 年度の開発防災班での具体的な業務としては、工事中の計画の変更に伴う変更許可申請の審査や、造成工事が全て完了する前に建築工事に着手するために行われる都市計画法第 37 条の規定による承認申請の審査や、完了検査を行いました。

(3) 成果・実績

変更許可申請や 37 条承認申請の審査においては、手戻りや遅れなどなく、着実に審査が行えたと思っています。

防災集団移転促進事業により造成された住宅団地において、都市計画法第 37 条の規定による承認を得て住宅の建築が行われている光景を見たり、開発完了検査後に実際にそこで生活されている方がいると思うと、住宅の復興に少しでも貢献できたのではないかと考えています。

市町名	地区数
気仙沼市	51
南三陸町	26
石巻市	56
女川町	22
東松島市	7
塩竈市	2
七ヶ浜町	5
名取市	2
岩沼市	2
亘理町	5
山元町	3
仙台市	14
計	195

防災集団移転促進事業の住宅団地数



防災集団移転促進事業による住宅宅地



共同住宅



一戸建て



長屋

災害公営住宅

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 宮城県に実際に行くまでは、復興に少しでも貢献できるように頑張ろうという気持ちの一方で、不安な気持ちもあったのですが、開発防災班では相談などが非常にしやすく、1人で行なっているのではなく班全体で業務を行なっているという雰囲気の中で業務に励むことができました。有事の際に他県から応援に来てもらうことになった場合には、率先して情報共有を図り応援職員の方と共に業務に励みたいと思いました。
- ・ 震災が起こってから3年経ったあたりから、住宅宅地の造成工事や災害公営住宅の建築工事が本格的に始まりだしており、7年経過する平成30年3月末で、概ねの住宅宅地や災害公営住宅が完成する予定となっており、復興には長い期間がかかることを実感しました。より早く、住宅の復興を進めるためには、工事に早くとりかかれるようにするために新しく整備する住宅団地の土地の選定や住宅団地のプランを早く決めることができる方法を考えて、工事を早く進めることができるようにするために必要な人材や資材や機材を確保する方法を考えておく必要があると感じました。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 引き続き、報告会を開催していただき、三重県に帰省する機会を設けていただけると良いと思います。

(3) 後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 復興に貢献できるように派遣先の方達や他県から来た方達と、一緒に頑張ろうという気持ちで行けば、周りの方達もそれに応えてくれると思います。



運動公園住宅（災害公営住宅）



女川駅北地区（災害公営住宅）



女川駅



女川駅から海方向を撮影

女川町中心部

職員氏名	番 一晴
派遣先部署	宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日 (1年)

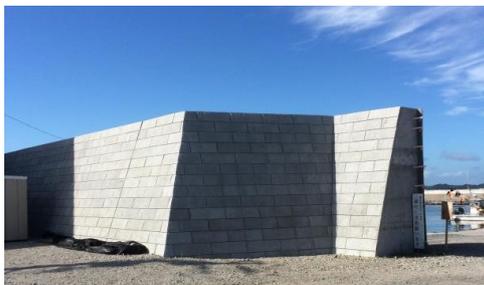


1 派遣時期の被災地の現状

震災から半年経った平成23年10月頃、大学3年生だった私は学生ボランティアで七ヶ浜町を訪れています。当時は所々にガレキ置き場があり、無残な状態の家屋や車両等も数多く放置されていました。各地に点在する仮設住宅群は異様に写り、常時の生活史とはかけ離れた“雰囲気”を感じたことを覚えています。

私が赴任した仙台地方振興事務所水産漁港部（塩竈市）はおよそ宮城県の中央にある松島湾に面しており、松島町から県最南端の山元町までに点在する県管理漁港を管轄しています。私は宮城県が借り上げている新居へ引っ越しをしてすぐ、管内である七ヶ浜町および県南の海岸沿いを視察に行きましたが、インフラ整備はもちろん商業用施設に活気があり、当時の重苦しい“空気”を感じることはありませんでした。1年を通じてこの印象は変わらず、すでに被災地という段階から脱却し、次の段階へと移り進んでいると実感しました。

最後に蛇足ではありますが、唯一被災地らしいという点において、海岸沿いにそびえ立つ“防潮堤”が挙げられます。その巨大な様は甚大な被害をもたらした津波を形容しており、また、そのほとんどが既存構造物の復旧ではなく新規（または旧防潮堤の嵩上げ）により建設されていることから、その存在自体が、そこが被災地であったことを表していると感じました。



七ヶ浜町 塩竈漁港付近防潮堤



亘理町 荒浜漁港付近防潮堤

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

私が配属された宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部は、漁港管理班、漁業調整班、水産振興班、漁港漁場班の4つ班で構成されており、総勢30数名の職員が従事していました。私が所属した漁港漁場班では主に管内県管理漁港の整備、保全を行っており、派遣職員、嘱託職員を含め総勢10名で業務に当たっていました。災害復旧による膨大な業務を達成するために、公共工事業を担当する部署では、発注者支援業務として現場監督や発注設計書の作成の一部を民間コンサルタントに委託しています（一部部署を除く）。私の所属した部署も例外ではなく、事務所の2階に民間コンサルタントの担当社員が10名程駐在していたため、事務所の中だけでも多くの人と協力して業務に当たることになりました。

(2) 担当した業務内容

県管理漁港としては最南端にある荒浜漁港が私の担当地区でした。担当業務として、荒浜漁港における災害復旧工事と新規整備工事の発注、監督業務やそれに伴う地元や関係機関との協議、過去の災害復旧工事の成功認定や重要な変更協議などに従事しました。

私が赴任したときには災害復旧工事は 8 割程が完成しており、残るは、漁港内の防潮堤、漁港外の防潮堤、臨港道路、水門（のちに樋門）、水路護岸工事のみでした。それぞれに深い（苦い？）思い出があり、語りたことも多いのですが、本紙では“防潮堤”における当時の課題を取り上げることで私が取り組んだ業務の一部を紹介したいと思います。

私が赴任したとき、防潮堤工事を進めるうえで、大きく 4 つの課題がありました。

一つ目は漁港内に施工する防潮堤の規格についてです。用地制約の関係で直立堤（厳密には特殊堤）を採用し、査定決定された断面よりも安価な 2 次製品の防潮堤ブロックに杭基礎としたハイブリッド構造とする予定でした。しかし、製品選定の経緯を確認する課程において、杭基礎安定計算に誤植が判明したため、急遽計算のやり直しと図面の修正を行いました。このような結果となった背景は非常に複雑なのですが、製品メーカー、コンサルタント、宮城県の間でのコミュニケーションの齟齬が誤った判断を引き起こしたと考えています。

二つ目は、漁港内の防潮堤により海が見えなくなるため、地元（漁協）から防潮堤にアクリル板の設置を要望されていました。しかし、災害復旧事業における原型復旧を基本とした考え方に照らし合わせることは難しく、国との変更協議は難航し、予算の確保に苦労することになりました。

三つ目は、上記と同じく地元（漁協）から、防潮堤に堤内外の通路となる陸閘の設置を要望されていました。その数は災害査定決定時よりも 4 基多く、そもそも弱点部となる陸閘箇所の増は災害復旧事業で認められにくいいため、変更を認めてもらうためにはそれ相応の理由を考える必要がありました。防潮堤は背後地を守るためにあるものですが、漁港を“働く場所”として考えている漁業者は、現地の利便性に重点を置く傾向があり、要望に対する陸閘数の減は受け入れてもらえませんでした。地元、県庁、国との協議に大変苦労することになりました。

最後は、町とのアロケーション施工についてです。荒浜漁港のある亘理町では町独自の復興計画を定めており、県が施工する L1 津波を想定した防潮堤とは別に、居住区域を確保するためのゾーニングを行い、その境界に L2 津波を想定した防潮堤（嵩上げ道路を含む）の建設を計画していました。漁港内の防潮堤の一部路線が町計画と重複していたため、施工は県が行うが、費用の差額を町が負担するアロケーションを行うことになっていました。私が赴任した当時は、大まかな方向性が示されているのみで、異なる防潮堤断面の接合方法、乗り越し道路や陸閘の設置の有無、階段工などの構造が未確定であるうえに、想定が異なる津波における必要な安定計算や設計費用、追加構造物の負担金額割合を協議決定すること多くの時間を費やしました。

ほぼすべての業務が不慣れであったため“苦労”してばかりでしたが、言葉を返せば“勉強”になることが多く、非常に濃い時間を過ごさせてもらったと感じています。



荒浜漁港 航空写真



荒浜漁港 漁港内防潮堤

(3) 成果・実績

当たり前のことかもしれませんが、私の実績は、平成28年度当初に計画していた発注予定工事をすべて発注し、業者と契約したことです。諸問題は残っており、契約した工事は竣工まで至っていないものもありますが、災害復旧工事の終了年度である平成30年度に向けて確実に近づくことができた実感しています。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

私は主にハード面で災害復旧に携わり、業務を遂行するうえで、自身の未熟さもありさまざまな課題に直面してきました。それらを思い起こし、課題が発生した原因を整理すると、そのほとんど全てに“人手不足”という災害時特有の状況が関係しているのではないかと感じています。それは、現場サイド（受注者側）にも言えることですが、行政（発注者側）において、どのようにこの状況を克服すれば良いかについて考察したいと思います。本紙では宮城県が実際に講じた策（派遣職員の受入、発注者支援業務）に着目し、それぞれの良い点、問題点について現場で聞いた声や感じた事を記述し、考察していきます。

①派遣職員の受入

良い点

- ・日本各地から職員が集まるため、それぞれが多種多様な人と仕事をするという意識共有があり、常時よりも人の意見を尊重する姿勢が強くなる。その結果、意見を言いやすく、聞きやすい環境が形成され、風通しの良く建設的な議論が活発になる。
- ・自分の県を客観視することができる。

問題点

- ・派遣元県によっては派遣専門で任期付き雇用した人材を派遣しており、中には行政の経験が全くない職員もいる。経験無しとまでいかないまでも、派遣職員の経験不足。

考察

派遣職員を受け入れることで、宮城県職員にとっても刺激になり、互いにモチベーションを高め合う作用もあることから、業務遂行に良い影響があると感じています。しかし、問題点により、一つのミス（認識、知識不足から）が多大な追加業務を発生させる事例も少なくなく、結果として対処の難しい課題が山積みとなっているのも現状です。私の印象ですが、宮城県側として、派遣職員に対して“来ていただいている”という感謝の姿勢を常に示しており、模範的な対応であると思う反面、予想不可能な災害を前には、全ての県が常に当事者であるからして、派遣職員を受け入れる側がもう少し意見（要望）を述べる事ができても良いと感じています。

②発注支援業務

良い点

- ・事務作業の負担軽減。
- ・多種多様な職歴の人と経験を共有することができる。

問題点

- ・従事する職員の大半がコンサルタント会社出身では無く、事務作業遂行スキルがほとんど無い人もいる。例：積算経験無し、CAD ソフトが扱えないなど
- ・行政側と発注者支援社員間のコミュニケーション不足。説明不足。

考察

私を含め所属する班の班員が、ある程度の残業量で業務を遂行できるのは、発注支援業務があつての事だと思えます。しかし、ほとんどの業務に説明責任が求められる行政独特の考え方に民間出身の社員（または派遣職員）は苦勞していたこと覚えています。また、業務遂行に十分なスキルを持っていない発注支援業務社員も見られ、行政側としては普段業務を委託するコンサルタント業者と同等の成果を期待するため、そのギャップから事業の進捗に影響がでることもありました。

業務として設計書の作成も発注支援業務に含まれており、特に工事費を積算する際に地元要望、予算調整や設計変更を見越した積算方法（工種の積み上げ等）を伝える作業に苦慮した記憶があります。予算の調整に直接影響する最終設計変更もあることから、発注工事の設計書の作成は行政側が行った方が良いと感じました。発注支援業務としては、発注工事の段階確認や受注者からの提出書類の管理に集中させて方が良いという意見も挙がっていました。

（2）派遣生活で配慮して欲しいこと

私の場合は、2～3ヶ月に1度の業務報告の機会があり、日時についてもある程度配慮していただけたため、地理的条件が原因でストレスとなることはほとんどありませんでした。その点は、他県の職員と比べても恵まれていたと感じています。

また、宮城県が派遣職員を対象に、冬期の自動車運転研修を開催しており、東北特有の気候に対しても十分に準備することができました。

（3）後続の派遣職員へのアドバイス

業務においては、扱う金額が普段の10倍以上であることも珍しくなく、特殊な工法も多いことから、滅多に経験できない内容になっていると思います。そして、もし所属部署に発注者支援業務があるなら、コンサルタント社員では無く建設会社出身者が数名はいるはずで、そういった方々と現場を一緒に歩くと色々な経験談が聞けるので機会があればオススメします。

大変なことも多いと思いますが、休日は仕事のことを忘れて東北を楽しんでいただければと思います。ご飯はおいしく、大盛り無料の店が多いので是非太ってください。

編集後記

この記録集は、派遣職員が自ら見聞きし、経験した被災地の現状や、被災地での業務を通しての気づきを分かりやすくまとめ、派遣職員が被災地で得た経験や知見を広く共有することにより、今後の被災地支援や防災・減災の取組、受援の立場になった時の備え、後続の派遣職員の不安解消などに活用することを目的として作成しています。

今回は、平成 29 年 3 月まで被災地での業務に携わってきた 4 名の職員に「東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 2017」への執筆協力をお願いしました。

東日本大震災から 6 年が経過し、被災地では、計画どおり着々と復興が進む地域もあれば、工事の遅れが見られる地域があるなど、復興の進展に差が生じてきています。

今回執筆をお願いした 4 名の職員からも、被災から時間が経過するにつれ、新たに見えてきた課題や問題点など、復興に携わる時期により、対応すべき事項が変化することが指摘され、それに備えるための具体的な意見などが提案されています。

派遣職員が被災地で感じたことを共有することで、「もしも」の事態が起こった場合に、私たちに求められることを知り、「受援力」を高めることに役立てることができれば幸いです。

三重県東日本大震災支援本部事務局

東日本大震災被災地派遣職員活動記録集 2017

平成 29 年 9 月
三重県防災対策部

〒514 - 8570 三重県津市広明町 1 3 番地
電話 059-224-2181 F A X 059-224-2199